

豊田市農業委員会議事録

令和6年7月29日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和6年7月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室3に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第47号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第50号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第51号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 競売農地買受適格者証明後の農地法第3条の規定による許可について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (16名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	築山 正樹	3 番	中川 豊
4 番	中根 敏明	5 番	深津 峰男	6 番	近藤 和人
7 番	杉浦 俊雄	8 番	石川 文志	9 番	梅村 逸次
1 1 番	水野 省治	1 3 番	梅村 貢司	1 4 番	中島 匡代
1 5 番	加知 満	1 6 番	伊藤 政和	1 7 番	倉地 雅博
1 8 番	林 如実				

<欠席委員> (3名)

1 0 番	水嶋 広	1 2 番	伊藤喜代司	1 9 番	杉田 雅子
-------	------	-------	-------	-------	-------

<事務局説明員>

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	杉本 一浩
主査	神谷 一平	主査	井上 貴道	主査	大河原美世
主査	田淵 友規				

(開会 午後 2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、10番 水嶋 広委員、12番 伊藤喜代司委員、19番 杉田雅子委員、以上3名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

8番 石川文志委員、9番 梅村逸次委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第47号から第52号までの審議案件6件と、その他の報告案件6件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和6年議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第47号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

50番、西広瀬町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

51番、西広瀬町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

52番、四郷町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

53番、伊保町の件。

担当推進委員の前田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

54番、北一色町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第47号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第４７号は承認決定されました。
令和６年議案第４８号「農地法第４条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和６年議案第４８号「農地法第４条の規定による許可申請承認について」。
立地基準・許可基準について述べさせていただきます。
１５番、越戸町の件、自己用住宅です。
農地区分は、第２種農地です。
判断基準は、越戸駅からおおむね５００メートル以内です。
許可基準は、第２種農地で、周辺の第３種農地等を利用することで転用事業
の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。
お願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、１６番、浄水町の件、営農型太陽光発電施設（一時転用）です。
農地区分は、農用地区域内農地です。
判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土
地の区域内にある農地です。
許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判
断される一時転用に該当します。
こちらに関しては、水嶋委員から、本日も欠席ですが、問題ない旨、意見を
いただいております。
以上です。
なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認して
おります。
以上になります。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第４８号で上程されました２件について、賛成の委員は挙手をお願いし
ます。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第48号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。
立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

167番、本地町の件、自己用住宅です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、168番、瑞穂町の件、調剤薬局です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、豊田市役所からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、169番、御立町の件、分家住宅です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、170番、岩滝町の件、資材置場です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は「その他第2種農地」と読ませていただきます。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和5年10月頃から資材置場として許可申請をせず使用していたものを、今回の申請で是正するものです。

お願いします。

築山委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、171番、畝部東町の件、分家住宅です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガスのうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の

教育施設、医療施設、その他公共施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、172番、配津町の件、分家住宅です。

農地区分は、第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

中川委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、173番、堤町の件、流通業務施設です。

農地区分は、第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、174番、堤町の件、資材置場です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成22年10月頃から転用地の一部を駐車場として許可申請せずに使用していたものを、今回の資材置場に転用申請することでは正するものです。

続きまして、175番、高岡町の件、自動車駐車場です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成2年頃から駐車場として許可申請をせずに使用していたものを今回の申請で是正するものです。

続きまして、176番、高岡町の件、分家住宅です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員：全て異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、177番、生駒町の件、工場です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満であるものです。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は、同じ場所で別事業者が令和元年11月5日付で許可を得ていましたが、許可後、所有権移転し土地造成まで済ませましたが、工場の建設が中止になってしまいました。そのため、現況は雑種地となっておりますが、始末書の提出は、今回は求めておりません。

続きまして、178番、駒場町の件、分家住宅です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、179番、駒場町の件、駐車場です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、180番、越戸町の件、分家住宅です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、181番、亀首町の件、分家住宅です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、182番、加納町の件、太陽光発電施設です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員：3件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、183番、勘八町の件、自己用住宅です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、184番、城見町の件、自己用住宅です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和5年4月頃に許可申請をせずに造成工事及び転圧工事をしてしまったものを、今回の申請で是正するものです。

続きまして、185番、城見町の件、宅地（造成協力地）です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、186番、中金町の件、自己用住宅です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、187番、野口町の件、残土処分場（一時転用）です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員：全て問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、188番、岩倉町の件、駐車場です。

農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

本案件については、本日も欠席の伊藤（喜）委員より、問題ない旨ご意見をいただいております。

続きまして、189番、藤岡飯野町の件、駐車場です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、おおむね300メートル以内に藤岡支所が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、令和2年頃から駐車場として許可申請をせずに使用していたものを、今回、中古車販売業者の駐車場として転用申請することで是正するものです。

お願いします。

梅村（貢）委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、190番、大沼町の件、資材置場です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、おおむね300メートル以内に下山支所が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

倉地委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

続きまして、191番、稲武町の件、駐車場です。

農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、おおむね300メートル以内に稲武支所が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

本案件について、本日ご欠席の杉田委員より、問題ない旨、ご意見をいただいております。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第49号で上程されました25件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第49号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第50号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第50号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

8番、生駒町の件。

変更内容は、事業者変更及び事業目的変更です。

本件は、令和元年11月5日付で第5条の転用許可を食品製造工場で得ました。許可後、所有権移転し土地造成まで済ませましたが、コロナ禍以降の給食業界の需要の減少により、事業者が事業拡大を断念したため、工場の建設を中止しました。このたび、今回、事業者変更及び事業目的変更により、事業完了を図るものです。

なお、事業者及び事業目的が変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

お願いします。

石川委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございました。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第50号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第50号は適当である旨、承認されました。

令和6年議案第51号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局の説明を求めます。

事務局：令和6年議案第51号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

2番、四郷町の件。

主たる従事者の死亡のためです。担当推進委員の山内委員からは、証明について問題ない旨、ご意見いただいております。

3番、西中山町の件。

主たる従事者の故障のためです。担当推進委員の長江委員からは、証明について問題ない旨、ご意見いただいております。

以上読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第 5 1 号において上程されました 2 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 5 1 号は承認決定されました。
令和 6 年議案第 5 2 号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

農政企画課：令和 6 年議案第 5 2 号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。
今回ご審議いただくのは、利用権設定のうち、令和 6 年 8 月 1 日から貸借期間が開始されるものです。
資料は 2 種類あります。別紙議案第 5 2 号資料①は利用権の総括表になります。議案第 5 2 号資料②は 1 筆ごとの情報を全件示すものです。ここでは、別紙議案第 5 2 号資料①の総括表でご説明させていただきます。
3 総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和 6 年 8 月 1 日ですが、貸借の終わりはそれぞれ異なっております。
今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、2 5 筆、3 万 2 , 0 9 3 平米の利用権を設定するものです。
以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案 5 2 号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第 5 2 号は承認決定されました。
報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局：議案 1 3 ページ及び別紙配付資料 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案14ページを御覧ください。

報告、「競売農地買受適格者証明後の農地法第3条の規定による許可について」。

55番、駒場町の案件については、備考欄に記載のとおり、令和6年3月、議案第21号「競売農地買受適格者証明願」においてご承認いただいた内容のとおり、競売農地を取得したことを報告します。

続いて、議案15ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

62番、御船町の案件から、18ページを御覧ください、75番、若林東町の案件までの14件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案19ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」。

3番、伊保町の案件及び4番、惣田町の案件について、いずれも2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として既に事務局で受理していることを報告します。

続いて、議案20ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

51番、山之手の店舗の案件から、22ページを御覧ください、61番、竹元町の共同住宅までの11件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案23ページを御覧ください。

報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

97番、永覚新町の分譲住宅の案件から、25ページを御覧ください、107番、下市場町の共同住宅の案件までの11件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時22分)

議事録署名者
